

事業化促進支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、内閣府の地方創生推進交付金を財源とした、事業化促進支援事業を下記のとおり募集いたします。

記

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

県内企業と大学等・企業間からなる連携体が、これまでに取り組んだ研究開発成果の事業化に向け実施する評価・実証試験等を対象とします。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

(2) 実施期間

3年以内

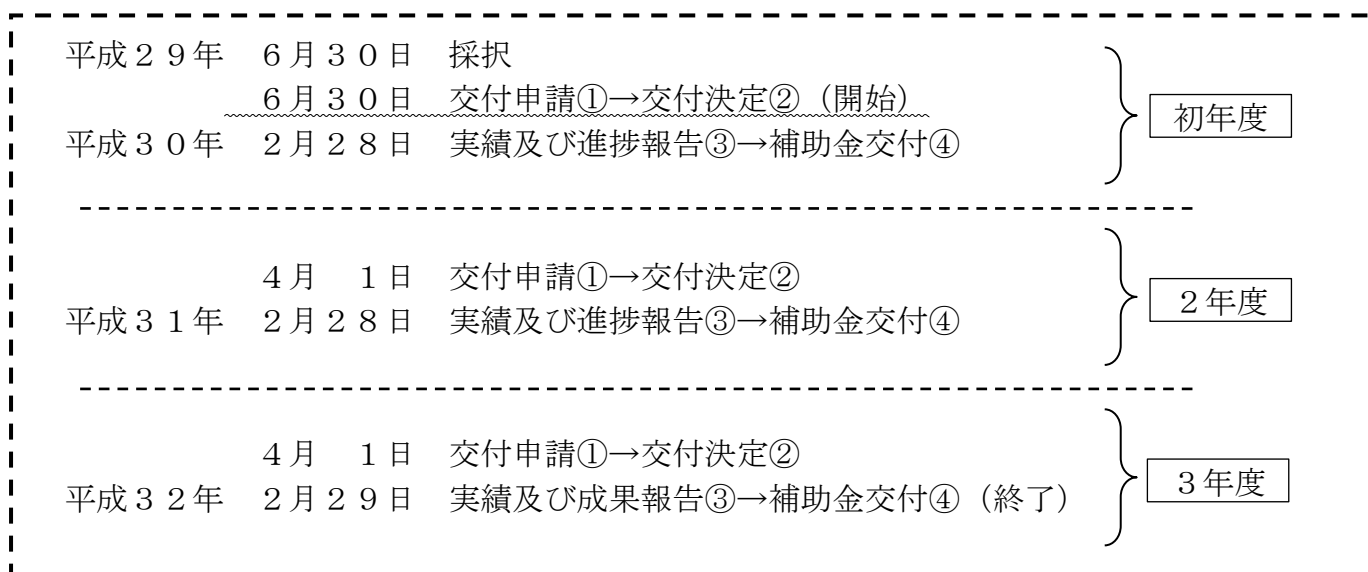
ただし、各年度における事業実施期間は、原則、交付決定日からその年度の2月末日とし、2月末日までに補助対象経費の支払や実績報告等を完了させる必要があります。

また、補助金の交付手続き（申請、実績報告等）は年度毎に行います。

(例) 補助事業を3年実施する場合の手続きの流れ

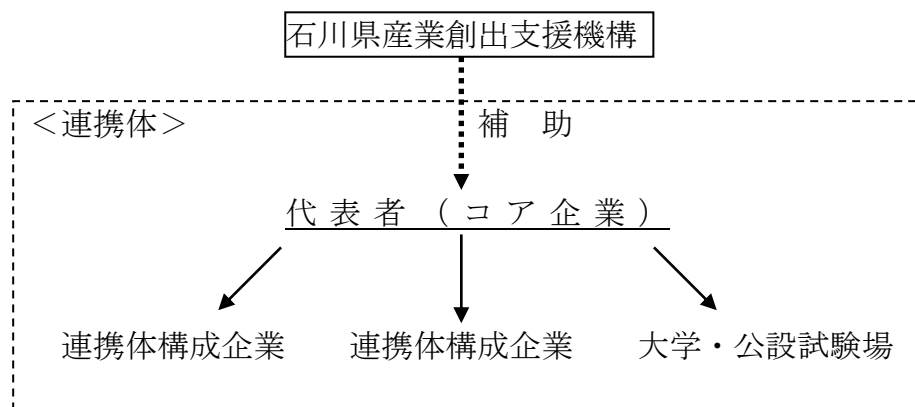
事業の実施期間は、平成32年2月29日までの最大3年となります。補助金の交付の手続きは、年度毎に行い、各年度の事業期間は原則その年度の2月末日までとなります。

<イメージ図>



(3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、県内企業・大学等からなる連携体の代表者（コア企業）に対して補助金を交付します。（他の連携体構成企業等は、基本的に代表者からの委託等により共同で評価・実証試験等を実施することとなります。）



注)「連携体」の定義

次に掲げる各項目の全てに該当するものとします。

- ① 企業と大学等又は企業間によって構成される2者以上の連携であること。
- ② 事業化に向けた評価・実証試験等を目的とした連携であること。
- ③ 連携体は、基本的に評価・実証試験等に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確で、その内容について合意済であること。

※ 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係等は、「連携」とはみなしません。

2 対象者（補助金の交付先）

次に掲げる項目の全てに該当する者とします。

- （１）石川県内に事業所を有する企業であること。
- （２）上記「１ 対象事業」を主体となって実施する者であること。

※連携体を構成する場合は、上記「１ 対象事業」の実施を目的とする連携体の代表者として、事業全体の管理を行う者であること。

注）「石川県内に事業所を有する企業」とは、次の各項目のいずれかに該当する企業とします。

- ① 県内に本社のある企業。
- ② 県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業（事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）。
- ③ 県内に開発部門を有する企業（本事業が当該開発部門で主体的に行われ、かつ事業化による効果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）。

3 補助金額

（１）金額

補助金額は、

- ①補助対象経費の 2／3 以内であって、
- ②30,000千円以内※とします。

代表者（コア企業）の補助事業に要する経費だけではなく、他の連携体構成企業等が支出する補助事業に要する経費も含みます。

※複数年度で実施する場合、2、3年度目の補助上限額は、原則、下表のとおりとします。

事業実施期間	上限額
2年度で終了	2年度目：初年度の1/2以内
3年度で終了	2年度目：初年度の1/4以内 3年度目：初年度の1/4以内

（２）対象となる経費（補助対象経費）

項 目	内 容
直接人件費	評価・実証試験等に直接関与する者の作業時間に対するもの（原則労務費単価は健保等級に基づいて算定いたします。）
機械装置費	評価・実証試験等に必要な機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費

材料・消耗品費	材料及び消耗品の購入に要する経費
外注加工・評価分析費	評価・実証試験等に必要試作品の加工・分析・検査等の外注依頼に要する経費
技術指導費	連携体以外からの外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等
連携体共同開発費	連携体構成企業・大学への共同開発費（委託契約・共同研究契約等）
認証取得費	事業化に必要な認証を取得するために必要な、コンサルティング、翻訳、通訳等に係る費用
その他の経費	上記に掲げるもののほか、特に必要と認められる経費

4 採択件数

4 件程度を予定しています。

5 応募方法

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、

- ・「事業計画書（別添様式）」
- ・「申請者の決算書（直近2カ年分）」

を提出してください。

※経営革新計画等の認定事業者は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <http://www.isico.or.jp/soshiki/gijyutsu/jigyoka>

（1）募集期間

平成29年4月3日（月）から平成29年5月8日（月）午後4時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参、郵送に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

（2）提出部数

1 部

（3）提出先及び問い合わせ先

公益財団法人石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部（担当：山崎、畑、競）

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター新館

TEL 076-267-6291 FAX 076-268-1322

(4) 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

①審査方法（予定）

提案案件は、外部専門家により、審査基準による評価採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・事前に提案書の内容に関するヒアリングを行う場合があります。また、審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

②審査基準

●研究開発内容及び事業化計画について

- ア) これまでに取り組んだ研究開発内容の新規性、独創性又は革新性
本事業の技術内容が新規性、独創性または革新性に優れていること。
- イ) 事業化のための課題と解決方法及びその具体的実施内容
事業化のために、評価・実証すべき課題が明確に抽出されており、スケジュール、体制・役割など、全体が適切であり、整合性が図られていること。
- ウ) 製品化の見通しの明確性
本事業により製品化する製品（名称、規格、機能等）について、競合製品に比べ価格・性能的に優れていること。
- エ) 想定する市場の現状及び今後、市場ニーズ（川下企業、ターゲット顧客）の妥当性
想定されるユーザー・予想市場規模・市場占有率（予測）等が妥当であり、市場ニーズ（川下企業、ターゲット顧客）を反映していること。
- オ) 事業化計画の妥当性
製品の生産、販売促進戦略、知財戦略、販売先・川下企業等の事業化体制の役割分担・スケジュールが明確であること。
- カ) 事業実施による効果
本事業の実施により研究開発成果の製品化・事業化の促進が図られること。また、速やかな製品化・事業化が見込まれること。
- キ) 予算の妥当性
予算が評価・実証試験等を行う上で妥当であること。
- ク) 目標を達成するための経営的基礎力
事業化を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。

●地域経済への効果（地域貢献面）について

産業政策との整合性

本事業の実施による研究開発成果の製品化・事業化の効果が、ごく限ら

れた企業等にのみ効果をもたらせるものではなく、地域産業の発展に資するものであること。

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合があります。

6 スケジュール（予定）

	時 期
募 集	4月3日（月）～ 5月8日（月）
審査、採択	5月中旬～6月下旬
事業開始	6月中予定

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

（1）報告書

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の研究成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書を提出いただきます。

なお、補助金の交付の手続き（①補助金交付申請→②交付決定→（事業実施）→③実績報告→④補助金交付）は年度ごとに行います。補助事業の進捗状況等を確認した結果、次年度以降の補助金額が減額されることがあります。

（2）変更

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

（3）事業により取得した機械等

事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産で、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（処分、売却、譲渡及び他用途への転用（生産設備としての使用を含みます。）は認められません。）。

これらの財産の処分等に当たっては、事前に石川県産業創出支援機構承認を得なければなりません。

（4）書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

(6) 事業状況の報告について

事業の終了後 5 年間、事業状況についての報告を求めることがあります。

(7) 収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。